

## 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点（案）

○：防疫指針本体の変更内容

**第3章 まん延防止対策****第1節 家畜における防疫対応****第12 ウイルスの浸潤状況の確認等**

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜が確認された場合、発生農場の周囲の地域において、野生動物（野生の鹿及びいのしし）の感染確認検査を実施する旨を明記。

**第2節 野生動物における防疫対応****第24 ウイルスの浸潤状況の確認等**

- 都道府県は、野生動物の陽性個体確認地点等を中心とした半径10 km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生動物について、必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する旨を追記。また、当該区域において、野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図る旨を追記。

（以上）